

意見書案第15号

介護報酬の改定に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成29年12月11日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 市古映美

〃 石田和子

〃 佐野仁昭

〃 山田益男

〃 岩隈千尋

〃 堀添健

介護報酬の改定に関する意見書

国において、平成30年度からの介護報酬の改定について検討が進む中、介護の現場から、社会保障財源を確保し、介護報酬の引上げを求める切実な声が広がっている。

繰り返される介護報酬のマイナス改定のため、多くの介護事業者は経営困難を強いられ、利用者が必要な介護サービスを利用できない事態が相次いでいる。

このような状況でも、政府は、介護サービスの利用制限により介護報酬を削減する動きを強めており、厚生労働省は、訪問介護で洗濯や調理を行う生活援助のサービス抑制の方針を示した。

その内容は、生活援助について、要介護1で月26回、要介護3で月42回など、要介護度別に通常の利用状況と著しく異なるものとして回数を設定した上で、ケアプランを作成するケアマネージャーに対し、これを超えるケアプランについて保険者である市町村に届出をさせ、市町村は地域ケア会議などで検証を行い、サービス内容が不適切な場合は是正を促す仕組みを設けるものである。

これは、財務省が、1人当たりの平均利用回数が月10回であるのに対し、月31回以上の利用者が2万4,000人に上るなど、利用状況に大きなばらつきがあり、効率的なサービス提供が行われていないとして適切な利用の徹底を求めていることに沿った見直しであり、利用抑制につながりかねないものである。

また、利用回数が月90回以上の被保険者がいる市町村に対する調査結果によると、48件中46件が適切なサービス利用であると回答するとともに、独居で認知症のため服薬の管理が必要である、配偶者も介護状態で支援が受けられないなどの回答もあり、回数制限により介護給付が受けられなくなれば、在宅での生活が立ち行かなくなり、重度化を招きかねない現状が示されている。

よって、国におかれては、誰もが安心して利用できる介護保険制度の実現を図るため、生活援助のサービス抑制を伴う介護報酬の改定を行われぬよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣